

# 安来市立中学校部活動の在り方に関する方針 (令和5年4月1日 改訂版)

安来市教育委員会

## 方針策定の趣旨等

安来市教育委員会では、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」並びに県から示された「部活動の在り方に関する方針」も踏まえ、今後の部活動の在り方について、適切な運営体制や、休養日と活動時間を含めた望ましい部活動指導がなされるよう、運動部活動及び文化部活動共通の考え方にに基づき、「部活動の在り方に関する方針」(以下、「本方針」という。)を策定した。本方針で規定していない事項は、国のガイドライン及び島根県の方針を準用する。

また、令和4年6月及び8月に示された部活動に関する国の提言においては、中学校における部活動の改革の推進が指摘され、その在り方についての考え方が変化しつつある。

本方針は、市内の中学校の部活動を対象としたものであり、部活動の内容や指導の在り方について検討や見直しを行い、適切で効果的な指導によって、部活動が一層充実していくことを期待する。

## 1 適切な運営のための体制整備

- 「学校の部活動に係る活動方針」及び「年間の活動計画」等を学校のホームページへの掲載等により公表し、保護者、地域の理解を得る。

## 2 適切な指導の実施

- 部活動の指導は、学校、指導者、生徒、保護者の間で十分な説明と相互の理解の下で、生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、活動を行う場所・時間、安全環境、気象状況等を総合的に考えた科学的、合理的な内容、方法により行う。
- 部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

## 3 適切な休養日・活動時間の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、学業、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、基準を以下のとおりとする。

### (1) 休養日

週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日に1日以上、かつ土曜日及び日曜日に1日以上を休養日とする。)

[運用上の留意点]

※毎月第3日曜日「しまね家庭の日」は、原則「部活動なしの日」とする。

※休養日として設定した日に、大会やコンクール、合宿等が開催されるようになった場合、大会等の終了後、早い時期に休養日を設定する。

※長期休業中も学期中に準じた扱いとする。

※閉庁期間中も休養日とする。

## (2) 活動時間

1日の活動時間は、平日では長くとも2時間程度、学校の休業日は長くとも3時間程度とする。

[運用上の留意点]

※大会前の練習、合宿、練習試合等でやむなく長時間の活動を行う際には、生徒の健康面に配慮し、休憩時間を適切に設定する。

※体育館やグラウンドの使用ローテーションや、天候により活動場所や時間に制約がある場合に限り、活動日及び活動時間を変更する等、適切に設定する。

## (3) 安来市共通の部活動休止期間

○夏季休業：閉庁期間中 ○冬季休業：6日（12月29日～1月3日）

○学年末休業日及び学年始休業日：6日（3月29日～4月3日\*各校の実情により変更可）

○定期試験前の休止期間（各校で設定）

[運用上の留意点]

※上位大会への出場等、特別な場合は校長の判断とし、別日に休養日を設定する。

## (4) 基準を超えて活動を行う場合の留意点

- 大会前の練習、合宿や遠征、練習試合を実施する際等、休養日及び活動時間の基準を超えて活動を行う場合は、必ず生徒及び保護者の了承を得て活動するとともに、生徒の健康面、安全面に十分配慮し、活動日の直後に、休養日の追加設定や活動時間の短縮を行う等適切に対応する。
- 校長は毎月の活動計画・活動実績の確認等により、活動内容を把握し、適宜指導、是正を行う。

## 4 校内指導者と地域指導者の連携

- 部活動の指導にあたっては、部活動顧問教員に加え、技術指導ができる地域指導者を積極的に活用する。
- 部活動顧問教員、部活動指導員、部活動地域指導者の連携をしっかりと図り、それぞれの役割と責任を明確に部活動の指導にあたる。

附則

この方針は、令和5年4月1日から適用する。